

茨城工業高等専門学校地域共同テクノセンター規則

〔平成13年6月21日
制 定〕

(設置)

第1条 茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、地域共同テクノセンター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、学外との学術交流の推進を図るとともに、本校における地域共同利用研究施設として、地域産業界等との情報交換、共同研究、技術協力等により連携・交流を推進し、もって本校の教育研究活動の活性化及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学外との学術交流の推進に関する事。
- (2) 研究彙報の企画及び編集刊行に関する事。
- (3) 発明等の帰属に関する事。
- (4) 地域産業界・公的研究機関等との情報交換及び学術情報の提供に関する事。
- (5) 地域産業界等との共同研究及び受託研究に関する事。
- (6) 地域産業界等に対する技術相談及び技術協力に関する事。
- (7) 計測・分析機器等の共同利用設備の管理及び整備計画に関する事。
- (8) 学生、研究生等への技術教育に関する事。
- (9) その他センターの目的達成に必要な業務に関する事。

(組織)

第4条 センターは、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) その他校長が必要と認めた者

2 前項に掲げる職員は、校長が任命する。

(任期)

第5条 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前条第1項第2号から第3号に掲げる職員の任期は1年とし、再任を妨げない。

3 前2項に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター長及び副センター長)

第6条 センター長は、センターの業務を掌理する。

2 副センター長は、センター長を補佐する。

(委員会)

第7条 センターの円滑な運営を図るため、研究推進委員会を置く。

(事務)

第8条 センターの事務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成13年6月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年11月1日から施行し、平成13年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 19 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 19 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。